

各務原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(平成20年4月1日決裁)

1 事業の目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があるが、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、各務原市とする。

3 給付金の種類

給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金又は法第31条の10において読み替えて準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金又は同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

4 対象者

訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下

「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす各務原市内に住所を有する母子家庭の母(法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)又は父子家庭の父(同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 各務原市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第3号の暴力団員等でないこと。

5 対象資格

対象資格は、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムが必要とされる資格とする。

6 支給期間等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、4の対象者が修業する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。ただし、平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

イ 平成30年4月1日以降に訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月に始まり、支給すべき事由が消滅した日の属する月に終わる。

(2) 修了支援給付金 修了支援給付金は、修了日を経過した日以降に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

7 支給額等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金又は法第31条の10において読み替えて準用する法第31条に規定する父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課税されないこととなる者、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下

同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1,000円)

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額11万5000円。)

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5,000円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

8 事前相談の実施

(1) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。

(3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握するものとする。なお、その際には、プライバシーに配慮するものとする。

(4) 平成28年度以降に養成機関に入学又は卒業する者については、岐阜県知事が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学金及び就職準備金並びに母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等について紹介するものとする。

(5) 准看護師の資格を取得するために、養成機関での修業を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、通算36月を越えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の

説明を事前相談において行うものとする。

9 給付金の支給等

(1) 支給の申請

ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、市長に対して様式第1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

(ア) 訓練促進給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第1の2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- c 当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

d 7 (1) ア (ア) に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7 (1) ア (ア) に掲げる者に該当することを証明する書類（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

e 入校（入所）証明書

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(イ) 修了支援給付金

a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得の額）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）。ただし、修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。

c 当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

d 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

e 7（2）ア（ア）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7（2）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

f 当該カリキュラムの修了証明書の写し

修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

エ 市は、訓練促進給付金の支給申請に係る支給申請書を受け付けたときは、様式第2「高等職業訓練促進給付金等支給申請調査書及び意見書」を添えて市長に提出するものとする。

（2）支給の決定

市は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給を決定した場合には支給決定額について様式第3「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」により本人に対して通知するものとする。また、支給しないことを決定した場合は、支給しないことを決定した理由を明示して様式第4「高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書」により本人に対して通知するものとする。

（3）支給決定の審査

支給決定の審査にあつては、その緊急性や必要性について考慮し判定するものとする。

（4）請求書

ア 訓練促進給付金について支給決定通知を受けた申請者は、支給を受けようと

する月の訓練促進給付金にかかる請求書（様式第5「高等職業訓練促進給付金等請求書」による。）を原則として各支給月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

イ 修了支援給付金について支給決定通知を受けた申請者は、修了支援給付金にかかる請求書（高等職業訓練促進給付金等請求書による。）を支給決定通知後速やかに市長に提出しなければならない。

10 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

市は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、あらかじめ養成機関の長による証明を受けた様式第6「修業状況報告」により定期的に出席状況に関する報告、修得単位証明書の提出を求める他、その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めるものとする。

(2) 受給資格喪失の届出等

受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き14日以内に、様式第7「高等職業訓練促進給付金等受給資格変更・喪失届」を提出しなければならない。このため、事前相談や支給決定通知に際しては、対象者に対してその旨周知するものとする。

11 高等職業訓練修了に当たっての取扱い

(1) 訓練促進給付金の支給を受けて高等職業訓練の修業期間を修了した受給者は、修了した日より14日以内に当該養成機関の発行する修了証明書等を添えて様式第8「高等職業訓練修了報告書」により市長に対し報告しなければならない。

(2) 市は、前号の規定による報告を受けたときは、受給者の修業状況及び修業期間について審査し、審査後、様式第9「高等職業訓練促進給付金の額の確定について」により当該受給者に通知するものとする。

1 2 支給決定の取消等

- (1) 市は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨様式第10「高等職業訓練促進給付金等支給取消通知書」により当該受給者に通知するものとする。
- (2) 市は、支給額等の変更を決定した場合は、様式第11「高等職業訓練促進給付金等変更支給決定通知書」により、当該受給者に通知するものとする。

1 3 暴力団の排除

市長は、訓練促進給付金の支給の決定を受けた者が4(4)の規定に該当することが明らかになったときは、訓練促進給付金の交付決定を取り消すものとする。

1 4 関係機関等との連携等

資格取得養成機関、就業関係機関及び母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。また、制度について広報等を活用して周知を図るものとする。

なお、平成28年度より岐阜県知事が適当と認める民間団体が実施主体となり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を行っているが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行っていくこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市高等技能訓練促進費等事業実施要綱については、平成20年4月1日以降に養成機関において修業を開始した者について適用し、同日前から修業している者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際この要綱による改正前の各務原市高等技能訓練促進費事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても当分の間使用することができる。

附 則（平成21年2月4日決裁）

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則（平成21年6月5日決裁）

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則（平成24年3月21日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月25日決裁）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年5月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の各務原市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（平成27年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の6（1）の規定は、平成25年4月1日以後に修業を開始したものから適用する。

附 則（平成27年12月28日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の4（2）及び5の規定は、この要綱の施行の日以後に訓練促進給付金の申請をする者から適用する。

附 則（平成30年10月15日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱7（4）及び8（3）の規定は、平成30年8月1日以後に自立支援教育訓練給付金の支給を受けている者から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の各務原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱7（1）及び9（1）の規定は、平成30年8月1日以後に訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けている者から適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援等事業実施要綱の7（4）及び8（2）の規定は、平成30年8月1日以後に受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けている者から適用する。

附 則(令和元年9月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱6（1）ア及び7（1）アの規定は、平成31年4月1日から適用する。